

收取住宿费让人住宿是必须要获得许可的

○即使是自己的家, 如收取住宿费让人住宿的话, 根据「旅館業法」、
「國家戰略特別區域法」, 或「住宅住宿事業法」必須得到許可。

○如有符合下列專案內容, 可能需要獲得旅館業的許可。 請向所在地區的
保健所進行諮詢。

- ① 是否收取費用?
- ② 是否通過英特網的仲介系統、廣告等進行了對住宿客的募集?
- ③ 是否提供了寢具(鋪墊被、毛毯、枕頭等)?
- ④ 是否反復讓人住宿?

未經許可進行住宿營業是違反旅館業法行為。
請首先到所在地區保健所進行諮詢。

保健所	电话号码	所管轄的市町村
池田保健所	072-751-2990	池田市、箕面市、豊能町、能勢町
茨木保健所	072-620-6706	茨木市、摂津市、島本町
守口保健所	06-6993-3134	守口市、門真市
四條畷保健所	072-878-4480	大東市、四條畷市、交野市
藤井寺保健所	072-952-6165	松原市、柏原市、羽曳野市、藤井寺市
富田林保健所	0721-23-2682	富田林市、河内長野市、大阪狭山市、河南町、太子町、千早赤阪村
和泉保健所	0725-41-1342	和泉市、泉大津市、高石市、忠岡町
岸和田保健所	072-422-5683	岸和田市、貝塚市
泉佐野保健所	072-462-7982	泉佐野市、泉南市、阪南市、田尻町、熊取町、岬町

宿泊料を受けて人を宿泊させるには許可が必要です

○自宅であっても、宿泊料を受けて人を宿泊させるには「旅館業法」、「国家戦略特別区域法」、もしくは「住宅宿泊事業法」に基づく許可等が必要となります。

○次の項目に該当する場合、旅館業の許可が必要な施設かもしれません。
所管の保健所にご相談ください。

- ① 料金を受け取っていますか？
- ② インターネット仲介サイト、広告等により宿泊者を募集していますか？
- ③ 寝具（布団、毛布、枕など）を提供していますか？
- ④ 繰り返し宿泊させていますか？

無許可の宿泊営業は旅館業法違反です。
まずは、所管保健所へご相談ください。

保健所	電話番号	所管する市町村
池田保健所	072-751-2990	池田市、箕面市、豊能町、能勢町
茨木保健所	072-620-6706	茨木市、摂津市、島本町
守口保健所	06-6993-3134	守口市、門真市
四條畷保健所	072-878-4480	大東市、四條畷市、交野市
藤井寺保健所	072-952-6165	松原市、柏原市、羽曳野市、藤井寺市
富田林保健所	0721-23-2682	富田林市、河内長野市、大阪狭山市、河南町、太子町、千早赤阪村
和泉保健所	0725-41-1342	和泉市、泉大津市、高石市、忠岡町
岸和田保健所	072-422-5683	岸和田市、貝塚市
泉佐野保健所	072-462-7982	泉佐野市、泉南市、阪南市、田尻町、熊取町、岬町